令和6年度

募集のご案内

危険な空き家住宅の解体を支援します!

松浦市老朽危険家屋除却支援事業

松浦市では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険 な空き家住宅の除却を行う費用の一部を助成します。

募集期間

令和6年 4/1(月)

~11/29(金)

- 中請期間内に先着順で受け付けます。
- 中請期間内に予算額に達した場合、受 付を早期に終了することがあります。

補助余額

次の①又は②のいずれか少ない額

上限100万

- ①対象建築物の解体・運搬・処分に要する費用(消 費税を除く)の1/2
- ②対象建築物の床面積に、国土交通省が定める次 の標準除却費を乗じて得た額の1/2

木造	鉄骨造
32,000円/㎡	46,000円/㎡

※標準除却費は毎年変動します。

補助対象住宅

- 次の①から⑥をすべて満たす建築物
- ① 松浦市内にある建築物
- ② 現に使用されていない(概ね1年以上使用され ていない) 建築物
- ③ 木造又は鉄骨造である建築物
- ④ 過半が居住の用に供されていた建築物(店舗併 用住宅でも半分以上が居住の用に供されていれ ば対象)
- ⑤ 構造の腐朽又は破損が著しく危険性が高いも (不良度判定評点が100点以上であると推測 される建築物)
- ⑥ 敷地が民家や道路などに接しており、周辺に影 響を及ぼす恐れがある危険な建築物

空き家の適切な管理は

所有者等の冒務です!

補助対象者

- 市区町村税を滞納していない者で次のいずれか 該当する者
- ① 登記簿(未登記の場合は固定資産課税台帳)に 所有者として登録されている者
- ② ①の相続人(相続人が複数いる場合は、相続人 全員から除却について同意を得る必要あり)
- ③ ①又は②から補助対象建築物の除却について 同意を受けた者

補助対象外

- ■次のいずれかに該当する場合
- ① 法人
- ② 共有名義又は相続人が複数人いる場合で全員 から同意が得られない場合
- ③ 登記簿に所有権以外の物件の設定がある場合 で権利者全員から除却の同意が得られない場合
- ④空家等特措法第14条第3項の「命令」の措置 を受けた者

補助対象工事

- 次のいずれにも該当する者と契約する除却工事
- ① 市内に本店を有する法人又は市内に住所を有 する個人
- ② 建設業許可又は解体工事業登録を受けた者

補助対象外工事

- ■次のいずれかに該当する工事
- ① 補助金の交付決定前に着手した工事
- ② 同時に他の補助金の交付を受けようとする工事
- ③ 建築物(長屋住宅を除く)の一部を除却する工

申請時に準備していただく書類

- ① 市区町村税を滞納していない旨を証する書類
- ② 現況写真(老朽化し危険な状態が分かるもの)
- ③ 工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- ④ 登記簿 (未登記の場合は固定資産課税台帳又は 固定資産税納税通知書一式の写し)
- ⑤ 申請者が交付申請手続きを他の者に委任する場 合は委任状

注意していただく事項

- 交付決定の通知を受けた日から起算して60 日以内に補助対象工事を完了すること。
- 補助対象工事完了後の跡地を、周辺に悪影響を 及ぼさないよう適切な維持管理に努めること。
- 住宅を除却することで、固定資産税の住宅用地 の特例が適用外となり、翌年度より土地の税金 が高くなる場合があります。

手続きの流れ

申込み

〇申込受付:令和6年4月1日(月)~11月29日(金)

申込書の提出後、事業の対象に該当するか現地調査を行います。

交付申請



○申請期間:令和6年4月1日(月)~11月29日(金)

- ・補助金の交付申請書類(様式第1号・2号・3号)に上記の「申請時に 準備していただく書類」を添付の上、都市計画課窓口に提出してください。
- 交付決定通知書が届くまで事業を開始しないでください。

交付決定

○交付申請書類の確認、審査完了後、交付決定の通知を送付します。



事業開始 ※交付決定後60日以内に工事完了すること!

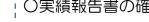


実績報告



○事業が完了されましたら、速やかに実績報告書類(様式第12号・13号) に必要書類を添付の上、都市計画課窓口へ提出してください。

確定通知



○実績報告書の確認、審査完了後、補助金確定通知を送付します。





○補助金確定通知書送付時に交付請求書(様式第16号)を同封しますので、 記入押印の上、工事代金領収書を添付し都市計画課窓口に提出してください。

振込

○交付請求書を受理後、□座振込により補助金を交付します。

〇問合せ先 都市計画課件宅係 (本庁2階) 電話: 0956-72-1111 (内線214·217)